

新型コロナウイルス感染症対応に係る政府の支援（ご案内）

政府が行う各種支援のうち、医療機関の皆様が利用可能な助成金・猶予等をご案内します。

当財団契約の社労士がご相談をお受けいたしますので、ご一報ください。

RIC契約医療機関の相談は無料です。

*ご案内は、令和2年7月27日現在のものです。最新情報は各公式ホームページ等をご確認ください。

お問合せ・申込み先

時 間 平日10:00~17:00（12:00~13:00を除く）

TEL 03-5684-5516

FAX 03-5684-5522

E-mail info@rousai-ric.or.jp

* 上記メールアドレスをクリックすると当財団HP「ご意見等」メールフォームに遷移しますので、件名に「助成金」と入力したうえ、必要事項を入力して送信してください。

① 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年4月1日～ 令和2年9月30日
申請期限	支給対象期間後2か月以内
助成内容	<ul style="list-style-type: none">休業手当相当額×助成率4/5（中小企業）、2/3（大企業）等を助成。解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業は10/10、大企業3/4。小規模（20名以下）は助成額算定簡略化あり。助成金日額上限15,000円。
要件	事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るため労働者を休業させ、休業手当等を支払った場合が対象。生産指標要件前年同月比▲5%。雇用保険被保険者でない労働者も対象。

※ 問合せ先・電話等： 全国の労働局・ハローワーク（平日・休日8：30～17：15） → 厚生労働省HP「[雇用調整助成金のお問い合わせ先一覧](#)」

② 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年2月27日～令和2年9月30日
申請期限	令和2年12月28日
助成内容	<ul style="list-style-type: none">有給休暇の賃金相当額×10/10を助成。助成金 日額上限15,000円。支援金（フリーランス） 日額上限7,500円。
要件	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、子供の世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給休暇を取得させた事業主が対象。

* 問合せ先


- 学校等休業助成金・支援金、雇用助成金コールセンター → 申請先 厚生労働省HP [「受付センター一覧」](#)
- TEL 0120-60-3999（9：00～21：00 土日・祝日含む）

③ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日
申請期限	令和2年12月31日（9月分）
助成内容	<ul style="list-style-type: none">休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の事情で休んだ日数）。日額上限11,000円。
要件	新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の措置の影響により、休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった労働者が対象。 （事業主は①の雇用調整助成金の活用による雇用維持に努めることとされています。）

* 問合せ先

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金  申請について [ご案内](#)（事業主用）申請の記入方法 [（事業主用）申請書の記入方法](#)
- コールセンター TEL 0120-221-276（月～金8：30～20：00 /土祝日8：30～17：15）

④ 持続化給付金

[公式HP](#)

対象期間	令和2年1月～令和2年12月
申請期限	令和3年1月15日
助成内容	<ul style="list-style-type: none">事業全般に広く使える給付金。法人200万円、個人100万円。
要件	売上減少分が前年同月比▲50%、大企業を除く。

※ 問合せ先

持続化給付事業 コールセンター TEL 0120-115-570（平日・休日8：30～19：00）

⑤ 家賃支援給付金

[公式HP](#)

対象期間	緊急事態宣言の延長以降の最大6ヵ月分
申請期限	令和3年1月15日
助成内容	<ul style="list-style-type: none">5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する。月額最大 法人 100万円、個人事業者 50万円 × 6ヵ月分 (申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍)
要件	<p>①②③すべてを満たす事業者</p> <ul style="list-style-type: none">①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者等（医療法人含む。）②5～12月の売上高について1ヵ月で前年同月比▲50%以上又は、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上。③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い。

※ 問合せ先

家賃支援給付金 コールセンター TEL 0120-653-930（平日・休日8：30～19：00）

この他、地方自治体において、協力金・助成金、相談窓口の開設、休業等支援（専門家派遣）、緊急融資等の各種支援策が実施されている場合がありますので関連する公式HP等でご確認願います。

⑥ 労働保険料・厚生年金保険料等の猶予について（新型コロナウイルス感染症関連）

労働保険料

申告・期限延長

労働保険料等の申告・納付期限（年度更新期間）が令和2年7月10日から令和2年8月31日に延長されました。

厚生労働省HP①

納付猶予の特例

事業に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね▲20%以上）があった事業主の方にとっては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

厚生労働省HP②

厚生年金保険料等

納付猶予の特例

事業に係る収入に相当の減少（前年同期比概ね▲20%以上）があった事業主の方にとっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、1年間猶予することができます。

厚生労働省③

【契約社労士】

河合智則 オフィスKAWAI代表（前RIC事務局長）

高橋 健 たかはし社会保険労務士事務所 所長